

下関市離島介護サービス利用促進事業実施要綱

平成 24 年 10 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、離島に居住する要介護者等が、介護サービスを利用する際に負担する渡船運賃の全部又は一部を助成することにより、離島での介護サービス利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 離島 六連島及び蓋井島

(2) 要介護者等 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項に規定する要介護者及び法第 7 条第 4 項に規定する要支援者「以下「要介護者等」という。）をいう。

(3) 渡船運賃 下関市渡船の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 0 2 号）別表第 1 に定める大人の金額（離島居住者の割引が適用される場合は、割引後の金額）をいう。

(4) 助成対象者 離島に居住する要介護者等で、介護サービスを利用する者をいう。

(助成対象サービス)

第 3 条 助成の対象となる介護サービスの種類は、次のとおりとする。

(1) 離島訪問介護サービス

ア 法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護

イ 法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護

ウ 法第 8 条第 5 項に規定する訪問リハビリテーション

エ 法第 8 条第 6 項に規定する居宅療養管理指導

オ 法第 8 条第 1 5 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

カ 法第 8 条第 1 6 項に規定する夜間対応型訪問介護

キ 法第 8 条第 1 9 項に規定する小規模多機能型居宅介護（通い及び宿泊サービスを除く。）

ク 法第 8 条第 2 3 項に規定する複合型サービス（通い及び宿泊サービスを除く。）

ケ 法第 8 条第 2 4 項に規定する居宅介護支援

コ 法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護

サ 法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション

シ 法第 8 条の 2 第 5 項に規定する介護予防居宅療養管理指導

- ス 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（通い及び宿泊サービスを除く。）
- セ 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援
- ソ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問事業に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- タ 法第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防ケアマネジメント

(2) 通所介護サービス

- ア 法第8条第7項に規定する通所介護
- イ 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- ウ 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- エ 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- オ 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- カ 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- キ 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（訪問サービスを除く。）
- ク 法第8条第23項に規定する複合型サービス（訪問サービスを除く。）
- ケ 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- コ 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
- サ 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護
- シ 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- ス 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（訪問サービスを除く。）
- セ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち介護予防通所事業に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

（助成金の額等）

- 第4条 本事業の助成金の額は、予算の範囲内で次のとおりとする。
- (1) 前条第1号に係る助成金の額は、サービスの提供を受ける際に要する渡船運賃の全額とする。
 - (2) 前条第2号に係る助成金の額は、サービスを利用する際に要する渡船運賃の半額とする。
- 2 前項第1号に定める額は、1事業所当たり1日につき1人1往復の渡船運賃の助成を原則とする。ただし市長が、特別な事情がある

と認める場合はこの限りでない。

(交付申請)

第5条 本事業による助成を受けようとする助成対象者は、下関市離島介護サービス利用促進事業助成証交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、事業所ごと及びサービスの種類ごとに提出するものとする。

(助成対象者の認定及び助成証の交付)

第6条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、本事業の利用を認めるときには、下関市渡船運賃助成証(様式第2号)(以下「助成証」という。)を交付する。第9条の規定による申請も同様とする。

(助成証の利用)

第7条 助成証の交付を受けた者が、第3条第1号に規定するサービスを受けようとするときは、助成証を介護サービス事業者に預けることができる。

2 前項の規定により、助成証を預った介護サービス事業者が、渡船を利用しようとするときは、助成証を提示しなければならない。

3 助成証の交付を受けた者が、第3条第2号に規定するサービスを受けるため渡船を利用しようとするときは、助成証を提示し、渡船運賃を支払わなければならない。

(有効期間)

第8条 前条の認定は、当該年度の末日をもって、その効力を失うものとする。

(利用の変更)

第9条 助成対象者は、第5条の規定により提出した申請書の内容(乗船予定回数を除く。)に変更を生じる場合は、速やかに再度申請書を市長に提出しなければならない。

(再交付)

第10条 助成対象者は、助成証を紛失、汚損又は破損したときには、下関市離島介護サービス利用促進事業助成証再交付申請書(様式第3号)により、市長に助成証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請に対する交付等については、第6条の規定を準用する。

(助成金の返還等)

第11条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、すでに交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 本事業の利用にあたって不正があったとき。
- (3) その他、市長が相当の事由があると認めたとき。

2 前項の処分を受けた者は、以後の助成を受けられない場合がある。
(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、助成対象者または介護サービス事業者に対して、必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第5条及び第6条の手続きは、施行日以前に前もって行うことができるものとする。

(経過措置)

- 3 施行日前に、この要綱による改正前の下関市離島介護サービス利用促進事業実施要綱の規定により認定された助成金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年2月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の下関市離島介護サービス利用促進事業実施要綱に規定する様式で、現に残存するものは、当分の間、なお使用できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

(あて先) 下関市長

住 所
申 請 者
氏 名

下関市離島介護サービス利用促進事業助成証交付申請書

下関市離島介護サービス利用促進事業による助成を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

利用するサービスの種類		
利用する事業所	所在地	
	名 称	
乗 船 予 定 回 数		週 回
サービス開始 (予 定) 日		年 月 日

（表）

第	号
年度 (有効期間 年 月 日～ 年 月 日)	
下 関 市 渡 船 運 賃 助 成 証 (全額免除・半額減免)	
(事 業 所 名 又 は 氏 名)	
年 月 日交付 (本年度限り有効)	
下 関 市 長 印	
下関市離島介護サービス利用促進事業（六連島航路・蓋井島航路）	

（裏）

<p>○使用上の注意</p> <ol style="list-style-type: none">1 本助成証は、表面に記載している事業所又は者が、介護サービスを提供又は利用するときのみ使用できます。2 同一日に2人又は2往復以上使用しようとする事業所は、事前に介護保険課にご相談ください。3 乗船時に本助成証を渡船事務所の係員に提示してください。4 必要に応じて身分を証する書類の提示を求められることがあります。5 本助成証は、表面の有効期間を過ぎた場合は無効となります。 乗船券は、その券面の有効期間の満了する日までに限り有効となります。6 偽りその他の不正行為により本事業による助成を受けた場合は、助成した額に相当する額を返還していただき、以後の助成は行いません。
--

※訪問と通所（事業者と利用者）は、異なる色の用紙を使用する。

また、前年度と異なる色の用紙を使用する。

